

労働政策審議会職業安定分科会同一労働同一賃金部会運営規程

- 第一条 労働政策審議会職業安定分科会同一労働同一賃金部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業安定分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。
- 第三条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。
- 第四条 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 第五条 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。
- 第六条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。
- 第七条 部会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課において同省職業安定局需給調整事業課の協力を得て処理する。
- 第八条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成二十九年四月二十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年七月十一日から施行する。